

付帯メニュー約款

【えちてん電気新規申込割引】

2024年 10月 1日実施

越後天然ガス株式会社

付帯メニュー約款【えちてん電気新規申込割引】

目次

1. 適用	1
2. 付帯メニュー約款の変更および廃止	1
3. 適用条件	1
4. 適用期間	1
5. 割引内容	2
6. 適用廃止	2
附 則	3

1. 適用

付帯メニュー約款【えちてん電気新規申込割引】（以下「本約款」といいます。）は、越後天然ガス（以下「当社」といいます。）の低圧電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）、電気料金プラン約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取り扱いを定めたものです。本約款で定める付帯メニューを以下「新規申込割」といいます。

2. 付帯メニュー約款の変更および廃止

(1)当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

(2)当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

3. 適用条件

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこのかぎりではありません。

イ 2024年10月1日から2024年11月30日までに、新たに当社の電気需給契約の申込みを当社所定の方法で行うこと（なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需給場所の電気需給契約の申し込みをした場合を除く。）。

ロ 電気の受給開始日が2024年10月1日から2025年2月28日であること。

ハ 当社の電気料金プラン約款の「えちてん電気 ホーム」、「えちてん電気 +ガスホーム」、「えちてん電気 ビジネス」、「えちてん電気 +ガスビジネス」、「アルビレックス新潟応援プラン」のいずれかが適用されること。

(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4. 適用期間

「新規申込割」の割引の適用期間は、以下の通りとします。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

(1)「えちてん電気 ホーム」、「えちてん電気 +ガスホーム」、「アルビレックス新潟応援プラン」のいずれかの電気料金プラン約款が適用される場合は、3（適用条件）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の受給開始日後に初めて到来する、最初の電気料金から3か月分。ただし、受給開始日後に初めて到来する最初の電気料金が、電気需給約款20（日割計算）にもとづき日割計算を行う場合は、受給開始日後に初めて到来する最初の電気料金の翌月分の電気料金から3か月分。

(2)「えちてん電気 ビジネス」、「えちてん電気 +ガスビジネス」のいずれかの電気料金プラン約款が適用される場合であって、3（適用条件）に定める適用条件を満たす電気需給

契約の電気の受給開始日後に初めて到来する、最初の電気料金から1か月分。ただし、受給開始日後に初めて到来する最初の電気料金が、電気需給約款 20（日割計算）にもとづき日割計算を行う場合は、受給開始日後に初めて到来する最初の電気料金の翌月分の電気料金から1か月分。

5. 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、4（適用期間）で定めた期間、適用される電気料金プラン約款で定めた基本料金を無料とします。

6. 適用廃止

当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気需給契約が解約等の理由により消滅した場合

電気需給約款 34（電気需給契約の廃止）または 36（解約等）による消滅日または解約日

(2)お客さまが 3（適用条件）に定める適用条件を満たさないことが判明した場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解消した場合は、(1)で定める消滅日

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2024年10月1日から実施いたします。